平成２３年（フ）第６５６９号
大阪府守口市金田町３丁目９番13号
破産者　株式会社大谷工業所
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３４号
堺市堺区協和町３丁155番地２
破産者　有限会社カジュナ
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
兵庫県宝塚市ゆずり葉台２―１―15、商業登記簿上の本店所在地兵庫県宝塚市中州１丁目15番20号
破産者　株式会社ヂャール
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３１３号
兵庫県川西市大和西４丁目１番地の６
破産者　有限会社日本ライテックス
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４９２号
兵庫県芦屋市翠ケ丘町19番６―116号
破産者　日本エコパワー株式会社
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４９３号
兵庫県芦屋市翠ケ丘町20番16―202号、前住所奈良県生駒郡平群町上庄２―７―３、開始決定時の住所兵庫県芦屋市翠ケ丘町19番６―116号
破産者　宅野　喜貴
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７０号
兵庫県尼崎市食満６丁目８番15号
破産者　株式会社田中設備工業所
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６９８号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目３番12号
破産者　有限会社白瀬工業
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３７号
兵庫県西宮市鳴尾浜３丁目16番地
破産者　株式会社キンキミート
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０５号
沖縄県中頭郡北谷町字美浜15番69
破産者　有限会社ファーマーズアイス
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１５号
秋田県にかほ市両前寺字山田下14番地
破産者　株式会社金子製瓦所
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１７０号
茨城県取手市新取手１丁目41番２号
破産者　株式会社ＡＳジャパン
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１８２号
東京都八王子市中野上町３丁目31番12号
破産者　有限会社英設備
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８３号
東京都八王子市中野上町３丁目31番12号
破産者　大河原英幸
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８４号
東京都中央区築地７丁目４番４―601号、開始決定時の住所東京都八王子市中野上町３丁目31番12号
破産者　中前　　律（旧姓大河原）
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４９号
新潟県東蒲原郡阿賀町津川291番地３
破産者　株式会社トーカン
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６９号
静岡県沼津市西島町19番20号
破産者　有限会社稲本
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
和歌山市東高松１丁目３番29号
破産者　有限会社明光鈑金工作所
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３２号
宮崎市橘通西３丁目２番10号
破産者　株式会社二幸
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７５４号
川崎市高津区久地４丁目27番14号
破産者　株式会社アール・テック産業
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７７号
川崎市宮前区水沢３丁目10番13号
破産者　有限会社ニューイメージ
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７６２号
福岡市南区横手１丁目10番14号
破産者　有限会社アールズコーポレーション
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部